

新潟市地産地消推進の店（社員食堂）認定事業実施要綱

（目的）

第1条 市内産農産物、水産物、畜産物及びその加工品等を積極的に給食に使用する企業等の社員食堂を新潟市地産地消推進の店（社員食堂）（以下「推進店（社員食堂）」という。）に認定し、その取組を公表することで、企業等の社員とその家族、引いては市民全体の地産地消に対する意識向上につなげ、市内産農産物等の生産振興と消費拡大を図る。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市内産農産物等 次に掲げる（ア）から（エ）を総称するものをいう。

（ア）農産物 市内で生産、収穫されたもの

（イ）水産物 市内で水揚げされたもの

（ウ）畜産物 市内で飼育されたもの

（エ）加工品 （ア）から（ウ）で定義する農産物、水産物及び畜産物を主な原材料として加工されたもの

（2）企業等 特定給食施設及び特定給食施設以外の給食施設のうち事業所、又は給食施設に準ずる施設をいう。

（3）社員食堂 前号に規定する企業等がその構成員に対して継続的に給食を提供する企業等内の食堂をいう。

（申請）

第3条 推進店（社員食堂）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号（認定申請書）を市長に提出するものとする。

（認定基準）

第4条 推進店（社員食堂）の認定基準は、別表のとおりとする。

（認定）

第5条 市長は、申請者が認定基準を満たすと認めた時は、申請者を推進店（社員食堂）として認定するものとする。

2 市長は、推進店（社員食堂）として認定した申請者に対して別記様式第2号（認定証）を交付し、販売促進資材を提供または貸与するものとする。

（推進店の責務及び広報）

第6条 推進店（社員食堂）は、食堂内のよく見える場所に認定証を掲示するとともに、市内産農産物等の積極的な利用とその取組のPRに努めなければならない。

2 市長は、推進店（社員食堂）に関する情報を市のホームページ，市報等の広報媒体を利用して、広く市民等に周知するものとする。

（調査）

第7条 市長は、推進店（社員食堂）における取組内容を随時調査することができる。

（認定の辞退）

第8条 推進店（社員食堂）は、廃業等によりその営業を終了したとき、または認定を辞退するときは、別記様式第3号（認定辞退届）により市長に届け出るとともに、認定証及び販売促進資材を返還するものとする。

（認定の取消）

第9条 市長は、推進店（社員食堂）が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消を行うことができる。

- （1）営業を終了したとき
- （2）認定基準を満たさなくなったとき
- （3）認定の辞退の申出があったとき
- （4）その他、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、別記様式第4号（認定取消通知書）により、その旨を通知するものとする。

3 認定証を汚損し、又は紛失したときは、認定証の再交付を行うものとする。

（苦情処理）

第10条 推進店（社員食堂）は、取組内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長にその旨を報告するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

※ 下記基準のうち1は必須とし，2から4については，1つ以上実施していること

- 1 メニューで使用する市内産農産物等の産地名を献立表等に明示すること
- 2 月1回以上，「地産地消の日」や「食育の日」などを設け，市内産農産物等を品目または重量で5割以上使用したメニュー（主食を除く）を1種類以上提供すること
- 3 月2回以上，定食やアラカルト形式で提供する小鉢（副菜）について，市内産農産物等を品目または重量で9割以上使用すること
- 4 月2回以上，市内産農産物等を品目または重量で5割以上使用するサラダバーを設置すること

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地：
 企業等名称：
 代表者氏名：
 担当者：所属 氏名：
 電話：

新潟市地産地消推進の店（社員食堂）認定申請書

このことについて、新潟市地産地消推進の店（社員食堂）認定事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

※該当するものに☑し、必要事項を記入してください。

企業等の形態	<input type="checkbox"/> 特定給食施設又は特定給食施設以外の給食施設のうち事業所 <input type="checkbox"/> 給食施設に準ずる施設	
認定基準	必須	<input type="checkbox"/> メニューで使用する市内産農産物等の産地名を献立表等に明示している。
	選択	<input type="checkbox"/> 月1回以上、「地産地消の日」や「食育の日」などを設け、市内産農産物等を品目または重量で5割以上したメニュー（主食を除く）を1種類以上提供している。
		<input type="checkbox"/> 月2回以上、定食またはアラカルト形式で提供する小鉢（副菜）について、市内産農産物等を品目または重量で9割以上使用している。
		<input type="checkbox"/> 月2回以上、市内産農産物等を品目または重量で5割以上使用するサラダバーを設置している。
社員食堂の運営企業	名称： 所在地：	連絡先：
市ホームページ掲載希望	<input type="checkbox"/> 希望する（掲載内容：企業名称，所在地，連絡先） <input type="checkbox"/> 希望しない	

別記様式第2号（第5条関係）

認定証

新潟市地産地消推進の店（社員食堂）

様

新潟市内産の農産物等を積極的に利用するとともに、その取組をPRし、地産地消の推進に貢献する社員食堂であることを認定します。

年 月 日

新潟市長

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地：

企業等名称：

代表者氏名：

担当者：所属 氏名

電話：

新潟市地産地消推進の店（社員食堂）認定辞退届

このことについて、新潟市地産地消推進の店（社員食堂）認定事業実施要綱第8条の規定により、認定を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

記

企業等名称	
辞退年月日	
辞退する理由	

第 号
年 月 日

様

新潟市長

新潟市地産地消推進の店（社員食堂）認定取消通知書

新潟市地産地消推進の店（社員食堂）認定事業実施要綱第9条の規定により、認定を取り消しましたので通知します。

記

1 取消対象

（1）企業等名称

（2）所在地

（3）代表者氏名

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

4 その他

認定にあたり交付しました認定証及び販売促進資材は、速やかに市に返還してください。

